

(別紙 2－52 くろまぐろ (東部太平洋条約海域))

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 くろまぐろ (東部太平洋条約海域)

特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、1949年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約 (以下この別紙において「アンティグア条約」という。) の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、アンティグア条約第 3 条に規定する海域 (以下この別紙において「東部太平洋条約海域」という。) において採捕されるものをいう。以下この別紙において同じ。

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年12月末日まで

第 3 資源管理の目標

全米熱帯まぐろ類委員会 (以下この別紙において「I A T T C」という。) での合意を考慮し、若齢

魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントとする。

第4 漁獲シナリオ

少なくとも60パーセントの確率で、第3の資源管理の目標を上回る状態を維持する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

くろまぐろ（東部太平洋条約海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

東部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

くろまぐろ（東部太平洋条約海域）の採捕をした日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年12月末日までの我が国漁獲量、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を

設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I A T T Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による
法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲
可能量の70パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。